

令和元年度介護保険制度の主な改正点について

1 介護保険の介護報酬の改正

10月の消費税増税に関連して、介護保険の介護報酬が改正されます。また、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されます。これは、現行の「介護職員処遇改善加算」（介護職員のためのキャリアアップの仕組み作りや、職場環境の改善を行った事業所に対して、賃金を上げるためのお金を支給）に加えて、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員等の賃金を引き上げることを目的とした加算です。

2 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価の改正

「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、65歳以上のすべての人を対象とした、安城市が行う介護予防のための事業です。ここでいうサービス単価とは、そのうちの「介護予防・生活支援サービス事業」を対象とします。「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の方と、基本チェックリストで生活機能の低下が認められた方（以下、「事業対象者」）が利用するサービスです。

10月の消費税増税に関連して国の「地域支援事業実施要綱」が改正されますので、これを受け、本市も「介護予防・生活支援サービス事業」のサービス単価を改正し「介護職員等特定処遇改善加算」を創設します。

3 区分支給限度基準額の改正

介護サービスの一か月の総額が区分支給限度基準額を超えた場合、超えた分は全額利用者の自己負担となりますが、10月の消費税増税に関連してこの金額が改正されます。

区分	改正前基準額（月額）	改正後基準額（月額）
事業対象者 要支援1	50,030 円	50,320 円
要支援2	104,730 円	105,310 円
要介護1	166,920 円	167,650 円
要介護2	196,160 円	197,050 円
要介護3	269,310 円	270,480 円
要介護4	308,060 円	309,380 円
要介護5	360,650 円	362,170 円

4 厚生労働大臣が定める費用の額の改正

施設における食事の提供・居住・滞在等に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下、「基準費用額」）が、10月の消費税増税に関連して改正されます。

基準費用額は、低所得者の施設利用が困難とならないよう特定入所者介護サービス費を算出する時等に使用します。

区分	改正前基準費用額 (日額)	改正後基準費用額 (日額)
ユニット型個室	1,970 円	2,006 円
ユニット型個室多床室	1,640 円	1,668 円
従来型個室（特養等）	1,150 円	1,171 円
従来型個室（老健・療養等）	1,640 円	1,668 円
多床室（特養等）	840 円	855 円
多床室（老健・療養等）	370 円	377 円
食事の提供	1,380 円	1,392 円

5 低所得者の介護保険料の軽減強化

低所得者の介護保険料の軽減強化については、消費税による公費を投入して平成27年から一部実施していますが、本年10月の消費税増税に伴いさらに軽減強化を行います。これまでは所得段階が第1段階の方のみでしたが、今年度賦課後は第1～第3段階の方が対象となります。

区分	軽減前保険料(年額)	軽減後保険料(年額)
	保険料率	保険料率
第1段階	25,392 円 0.40	17,457 円 0.275
第2段階	38,088 円 0.60	30,153 円 0.475
第3段階	41,262 円 0.65	39,675 円 0.625